

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス11	(1)訪問型独自サービス費(Ⅰ)	サービス事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176単位	1,176
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		サービス事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39単位	39
A2	1211	訪問型独自サービス12	(2)訪問型独自サービス費(Ⅱ)	サービス事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349単位	2,349
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		サービス事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77単位	77
A2	1321	訪問型独自サービス13	(3)訪問型独自サービス費(Ⅲ)	サービス事業対象者(注)・要支援2(週2回を超える程度)	3,727単位	3,727
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		サービス事業対象者(注)・要支援2(週2回を超える程度)	123単位	123
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	(4)高齢者虐待防止措置未実施減算	サービス事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	12単位 減算	-12
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			1単位 減算	-1
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		サービス事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	23単位 減算	-23
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			1単位 減算	-1
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		サービス事業対象者(注)・要支援2(週2回を超える程度)	37単位 減算	-37
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			1単位 減算	-1
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	(5)同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	(6)初回加算		200単位 加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	(7)生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位 加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算	200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	(8)口腔連携強化加算(1月に1回を限度)		50単位 加算	50
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	(9)介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算	
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	所定単位数の 221/1000 加算	
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 208/1000 加算	
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 200/1000 加算	
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000 加算	
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000 加算	
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000 加算	
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 163/1000 加算	
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000 加算	
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000 加算	
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000 加算	
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 139/1000 加算	
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 121/1000 加算	
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 118/1000 加算	
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 100/1000 加算	
				介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 76/1000 加算	

(注)特別な事情がある場合のみ。特別な事情があるサービス事業対象者とは、退院直後等の短期集中的に複数回の事業を行うことで改善が認められるなど特殊な要件を満たした場合に利用できる。

※「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入。

※「介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)」については、令和7年3月31日まで算定可能。